

令和 7 年

西条市議会第 3 回 6 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 5 0 号	西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分 について	1
議案第 5 1 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 3 回） について	別冊
議案第 5 2 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 4 回） について	〃
議案第 5 3 号	令和 7 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 5 4 号	令和 7 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 1 回）について	〃
議案第 5 5 号	財産の取得について	9
議案第 5 6 号	財産の取得について	1 3
議案第 5 7 号	土地改良事業の施行について	1 7
議案第 5 8 号	特定事業契約の一部変更について	2 1
議案第 5 9 号	西条市税条例の一部を改正する条例について	2 5
議案第 6 0 号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	3 7
議案第 6 1 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て	4 9
議案第 6 2 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	5 3
議案第 6 3 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	5 7
報告第 1 号	令和 6 年度西条市繰越明許費繰越計算書につい て	6 1
報告第 2 号	令和 6 年度西条市公共下水道事業会計予算繰越 計算書について	6 5
報告第 3 号	西条市土地開発公社の経営状況について	6 9
報告第 4 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況につい て	7 1
報告第 5 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況 について	7 3
報告第 6 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について	7 5
報告第 7 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の	

	専決処分について	77
報告第 8 号	権利の放棄について	81

議案第 5 0 号

西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

西条市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

専決第2号

専決処分書

西条市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

西条市長 高橋敏明

西条市税条例の一部を改正する条例

西条市税条例（平成16年西条市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台 について、それぞれ当該各号に定める 額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以 下のもの又は定格出力が0.6キ ロワット以下のもの（<u>ウ及びオに</u> <u>掲げるものを除く。</u>） 年額 2 , 000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0. 05リットルを超え、0.09リ ットル以下のもの（<u>ウに掲げるも</u> <u>のを除く。</u>）又は定格出力が0. 6キロワットを超え、0.8キロ ワット以下のもの 年額 2, 0 00円</p> <p><u>ウ 2輪のもので、総排気量が0. 125リットル以下かつ最高出力 が4.0キロワット以下のもの</u> <u>年額 2, 000円</u></p> <p><u>エ 2輪のもので、総排気量が0. 09リットルを超えるもの（ウに</u> <u>掲げるものを除く。）又は定格出</u> <u>力が0.8キロワットを超えるも</u> <u>の 年額 2, 400円</u></p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台 について、それぞれ当該各号に定める 額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以 下のもの又は定格出力が0.6キ ロワット以下のもの（<u>エ</u>に 掲げるものを除く。） 年額 2 , 000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0. 05リットルを超え、0.09リ ットル以下のもの _____ _____又は定格出力が0. 6キロワットを超え、0.8キロ ワット以下のもの 年額 2, 0 00円</p> <p><u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0. 09リットルを超えるもの _____ _____又は定格出 力が0.8キロワットを超えるも の 年額 2, 400円</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神

該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27、28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第

3 (略)

4 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27、28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

149号) 第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

16 (略)

14 (略)

15 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の西条市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、該当部分について、西条市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 （略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

議案第 55 号

財産の取得について

次のとおり G I G A スクール用端末を取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

- 1 取得物件
G I G Aスクール用端末

- 2 取得の方法
随意契約

- 3 取得金額
4 5 5 , 8 2 2 , 4 0 0 円

- 4 取得相手方
今治市南大門町1丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高 木 康 弘

提案理由

G I G Aスクール用端末を取得することについて、議会の議決を求めようとするものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 56 号

財産の取得について

次のとおり災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I 型）を取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高橋 敏 明

- 1 取得物件
災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）

- 2 取得の方法
指名競争入札

- 3 取得金額
45,232,000円

- 4 取得相手方
松山市余土中6丁目9番52号
小川ポンプ工業株式会社愛媛支社
支社長 白石安徳

提案理由

災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）を取得することについて、議会の議決を求めようとするものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 57 号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高橋 敏 明

- 1 事業名
愛媛県単独土地改良事業
- 2 地区名
北条地区
- 3 工種
かんがい排水
- 4 事業費
44,000,000円
- 5 受益面積
10.9ヘクタール
- 6 受益者数
31戸
- 7 整備内容
井戸 深さ33メートル
用水ポンプ 1基
- 8 事業期間
令和7年度及び令和8年度

提案理由

北条地区に用水ポンプの新設を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

土地改良法

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

- 2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）

議案第 5 8 号

特定事業契約の一部変更について

西教総第 3 7 9 号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備 P F I 事業に係る特定事業契約の一部を次のとおり変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 契約の目的

西教総第379号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備PFI事業に係る
特定事業契約の一部変更

2 契約の金額

変更前 1,986,966,068円

変更後 1,991,749,976円

3 増減額

4,783,908円(増額)

4 契約の相手方

西条市朔日市300番地1

株式会社西条学校空調PFIサービス

代表取締役 岡村和彦

提案理由

西教総第379号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備PFI事業に係る特定事業契約の一部変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第 59 号

西条市税条例の一部を改正する条例について

西条市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学

第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額

を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学

生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項_____に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条

生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項_____に規定する扶養控除額_____

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族

(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) 若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

第16条の2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1

(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) _____

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

第16条の2 (略)

項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目

ごとの1個をもって紙巻たばこの2
0本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の西条市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の西条市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、西条市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 西条市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第60号

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月3日提出

西条市長 高橋敏明

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西条市国民健康保険税条例（平成16年西条市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規</p>

定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100分の6.71 を乗じて算定する

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 28,840円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第4条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の2及び第22条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月

定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100分の7.87 を乗じて算定する

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 33,250円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第4条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の2及び第22条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月

までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の2及び第22条第1項において同じ。）以外の世帯 18,970円

(2) 特定世帯 9,485円

(3) 特定継続世帯 14,227円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.78を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,730円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第6条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,710円

(2) 特定世帯 3,855円

(3) 特定継続世帯 5,782円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3

までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の2及び第22条第1項において同じ。）以外の世帯 22,070円

(2) 特定世帯 11,035円

(3) 特定継続世帯 16,552円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.09を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,720円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第6条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,440円

(2) 特定世帯 4,220円

(3) 特定継続世帯 6,330円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5

8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第8条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,990円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.6万円を超える場合には、6.6万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和4

4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,890円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第8条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,790円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.5万円を超える場合には、6.5万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.4万円を超える場合には、2.4万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和4

0年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20,188円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

0年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 23,275円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,279円

(イ) 特定世帯 6,640円

(ウ) 特定継続世帯 9,959円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。

） 1人について 8,211円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,397円

(イ) 特定世帯 2,699円

(ウ) 特定継続世帯 4,048円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,193円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,449円

(イ) 特定世帯 7,725円

(ウ) 特定継続世帯 11,587円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。

） 1人について 8,904円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,908円

(イ) 特定世帯 2,954円

(ウ) 特定継続世帯 4,431円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,023円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,053円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に1

0万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,485円

(イ) 特定世帯 4,743円

(ウ) 特定継続世帯 7,114円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,865円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,855円

(イ) 特定世帯 1,928円

(ウ) 特定継続世帯 2,891円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課

0万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,625円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,035円

(イ) 特定世帯 5,518円

(ウ) 特定継続世帯 8,276円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,360円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,220円

(イ) 特定世帯 2,110円

(ウ) 特定継続世帯 3,165円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課

税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6, 100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 995円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5.6万円

円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 768円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 794円

(イ) 特定世帯 1, 897円

(ウ) 特定継続世帯 2, 846円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6, 445円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 895円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5.4万5, 000円

円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6, 650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 414円

(イ) 特定世帯 2, 207円

(ウ) 特定継続世帯 3, 311円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。

） 1人について 2, 346円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 542円

(イ) 特定世帯 771円

(ウ) 特定継続世帯 1, 157円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 440円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 198円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に

険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。

） 1人について 2, 544円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 688円

(イ) 特定世帯 844円

(ウ) 特定継続世帯 1, 266円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 578円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 158円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に

<p>掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 326円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 210円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11, 536円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14, 420円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 760円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 933円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 692円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 865円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 988円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8, 313円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13, 300円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16, 625円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 908円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 180円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 088円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6, 360円</u></p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の西条市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の一部が施行されたことに伴い、及び令和7年度の国民健康保険税の税率を定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 6 1 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
1～36（略）				1～36（略）			
37 優良宅地造成の認定	1件につき			37 優良宅地造成の認定	1件につき		
(1)（略）				(1)（略）			
(2) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき		<u>14</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>		(2) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき		<u>13</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0円</u>	
(3)～(8)（略）				(3)～(8)（略）			
38～40（略）				38～40（略）			
41 開発行為の許可の申請に対する審査	1件につき			41 開発行為の許可の申請に対する審査	1件につき		
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為				(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為			
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの		<u>8,</u> <u>90</u> <u>0円</u>		ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの		<u>8,</u> <u>80</u> <u>0円</u>	
イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの		<u>23</u> <u>,0</u> <u>00</u> <u>円</u>		イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの		<u>22</u> <u>,0</u> <u>00</u> <u>円</u>	

ウ～ク (略)				ウ～ク (略)			
(2)、(3) (略)				(2)、(3) (略)			
4 2 (略)				4 2 (略)			
4 3 用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可の申請に対する審査	1 件 に つ き	<u>4 8</u> <u>, 0</u> <u>0 0</u> 円		4 3 用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可の申請に対する審査	1 件 に つ き	<u>4 7</u> <u>, 0</u> <u>0 0</u> 円	
4 4 予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査	1 件 に つ き	<u>2 7</u> <u>, 0</u> <u>0 0</u> 円		4 4 予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査	1 件 に つ き	<u>2 6</u> <u>, 0</u> <u>0 0</u> 円	
4 5～1 2 0 (略)				4 5～1 2 0 (略)			

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく申請に係る手数料について、愛媛県及び愛媛県内他市との均衡を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 6 2 号

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市市営住宅設置及び管理条例（平成16年西条市条例第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
団地名	位置	団地名	位置
		<u>泉町6区</u>	<u>西条市大町948番地1</u>
(略)		(略)	
		<u>川原谷第</u>	<u>西条市小松町新屋敷甲219</u>
		<u>1団地</u>	<u>7番地1</u>
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案説明

西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した泉町6区及び川原谷第1団地を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 63 号

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市水道事業の設置等に関する条例（平成16年西条市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	給水区域	区分	給水区域
(略)		(略)	
小松地区	小松町新屋敷の一部 小松町南川の一部 小松町北川の一部 小松町妙口の一部 小松町大頭の一部 小松町大郷の一部 小松町明穂の一部 小松町安井の一部 <u>小松町新宮の一部</u>	小松地区	小松町新屋敷の一部 小松町南川の一部 小松町北川の一部 小松町妙口の一部 小松町大頭の一部 小松町大郷の一部 小松町明穂の一部 小松町安井の一部 _____

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

字の新設及び区域の変更並びに小字が廃止されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第 1 号

令和 6 年度西条市繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度西条市繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

別紙 令和6年度 西条市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
				円	円
1	2 総務費	1 総務管理費	本庁舎本館長寿命化事業	29,336,000	29,336,000
2	3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金支給事業	614,664,000	182,052,000
3	4 衛生費	1 保健衛生費	脱炭素社会推進事業	11,502,000	9,787,000
4	8 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修事業	13,200,000	13,200,000
5		2 道路橋りょう費	楠浜北条線道路改良事業	175,903,000	167,387,000
6			北条新田高松線道路改良事業	194,941,000	191,893,000
7			下田明理川線道路改良事業	215,882,000	212,215,000
8			橋りょう長寿命化事業	86,654,000	80,251,000
合			計	1,342,082,000	886,121,000

左 の 財 源 内 訳					説 明
既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	
				29,336,000	工事等委託先の契約事務に不測の日数を要したため。
	182,052,000			0	国庫補助事業の交付決定が遅れたため。
8,328,000				1,459,000	資材調達等に不測の日数を要したため。
	9,350,000			3,850,000	補助金等交付先の事業に不測の日数を要したため。
	90,392,000	66,600,000		10,395,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
	105,522,000	67,100,000		19,271,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
	116,705,000	78,700,000		16,810,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
	42,649,000	1,600,000		36,002,000	工法等の検討に不測の日数を要したため。
8,328,000	546,670,000	214,000,000	0	117,123,000	

関係法令

地方自治法施行令

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 (略)

報告第2号

令和6年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

令和6年度西条市公共下水道事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、報告する。

令和7年6月3日提出

西条市長 高橋敏明

別紙 令和6年度 西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
				円	円	円
1	4 資本的支出	1 建設改良費	管渠改良事業	215,563,000	73,492,800	12,742,000
2			ポンプ場建設事業	736,890,000	436,498,000	185,684,000
3			ポンプ場改良事業	271,510,000	92,460,000	136,810,000
4			処理場改良事業	221,552,000	43,706,557	118,100,000
合 計				1,445,515,000	646,157,357	453,336,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
円 12,630,000	円 0	円 112,000	円 129,328,200	円 0	維持管理業者との協議及び意見聴取に不測の日数を要したため。
92,751,000	83,600,000	9,333,000	114,708,000	0	資材調達の遅れにより工程に遅れが生じたため。
68,158,000	58,600,000	10,052,000	42,240,000	0	入札不調等により、契約締結に不測の日数を要したため。
61,450,000	50,700,000	5,950,000	59,745,443	0	資材調達の遅れにより工程に遅れが生じたため。
234,989,000	192,900,000	25,447,000	346,021,643	0	

関係法令

地方公営企業法

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 (略)

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第3号

西条市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、西条市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年6月3日提出

西条市長 高橋敏明

関係法令

地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 (略)

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 (略)

報告第4号

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年6月3日提出

西条市長 高橋敏明

関係法令

地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 (略)

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 (略)

報告第5号

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社西条産業情報支援センターの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年6月3日提出

西条市長 高橋敏明

関係法令

地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 (略)

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 (略)

報告第6号

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社ソラヤマいしづちの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年6月3日提出

西条市長 高橋敏明

関係法令

地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 (略)

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 (略)

報告第7号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

西条市長 高橋敏明

専決第1号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月28日

西条市長 高橋敏明

1 和解の相手方

愛媛県今治市八町4丁目1番6号

一広株式会社

2 和解の内容

(1) 相手方のアコーディオン門扉の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

アコーディオン門扉の損害に係る額 金47,500円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

林業振興課公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 8 号

権利の放棄について

西条市債権管理条例（平成 28 年西条市条例第 1 号）第 16 条の規定により、非強制徴収債権について権利を放棄したので、同条例第 17 条の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 放棄した債権の内容

令和6年度以前に時効期間を経過した水道料金のうち、時効援用の申出がなく、西条市債権管理条例第16条各号の債権放棄事由に該当する債権

2 放棄した債権額等一覧

上水道料金

放棄事由	件数	債権額(円)
第2号(破産免責等)	1	1,980
第5号(死亡・相続人不存在等)	2	8,613
第7号(行方不明等)	7	39,802
合計	10	50,395

3 債権を放棄した日

令和7年3月31日

提案理由

水道料金債権の回収が著しく困難又は不能であると認められるため、西条市債権管理条例第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

関係法令

西条市債権管理条例

(債権の放棄)

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは放棄することはできない。

(1) (略)

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

(3)、(4) (略)

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6) (略)

(7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、非強制徴収債権の徴収の見込みがないと認められるとき。

(8)、(9) (略)

(報告)

第17条 市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。